

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

市町村名 (市町村コード)	龍ヶ崎市 (08208)
地域名 (地域内農業集落名)	長戸地区 (長峰、半田、塗高、板橋、大塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月13日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 【変更なし】

(1) 地域農業の現状及び課題

長戸地区は、地域の担い手が多いことに加え、既に地域外の担い手による農地利用が進み、田の荒廃農地は少ない地域である。一方、畑の荒廃農地の増加は課題となっている。

農業従事者の高齢化、減少は課題で、農地の荒廃を防ぐために、地域内の新規就農者の確保・育成を図りつつ、担い手への農地の集積、集約を進める必要がある。

また、農地の区画や農道が狭いことから大型農業用機械が利用できないなど、農業経営の効率化を図る上で課題がある。担い手への農地集積を図りつつ、農業生産基盤整備の検討が必要である。

山林に近い農地は、雨水や日照の問題があり、農地周辺の山林保全等の取組に努める必要がある。

【長戸地区の基礎データ】

農業経営体:67経営体 [農林業センサス2020]

農業従事者:95人 [農林業センサス2020]

農業従事者の年齢構成:75歳以上は27人、65歳以上75歳未満は45人、65歳未満は23人 [農林業センサス2020]

基幹作物:水稻、人参等の露地野菜、葉物等の施設野菜

農地面積:521ha (田418ha、畑103ha) [農地台帳]

荒廃農地:15.9ha (田0.4ha、畑15.5ha) [荒廃農地の発生・解消状況に関する調査]

【協議の場における意見等】

(県道5号竜ヶ崎潮来線の北側:主に工業団地周辺の畑、小野川沿いの田)

- ・板橋、大塚の田は区画整理事業を活用して、2つの営農組合を中心に、担い手への農地集積、集約に取り組む中。
- ・畑作の大規模経営の担い手が地域に不在。将来的には区画整理を行わないと、地域外の担い手を呼び込めない。
- ・畑はハウスの設置、果樹を嫌う地権者もいる。畑は賦課金(水利費)もなく、無理に貸さなくても負担が小さい。
- ・現在の畑面積を経営するとしたら、大規模経営作物(麦、そば等)に取り組む農家が必要になる。
- ・長年、手つかずになっている山林もあり、日照や通行の支障になっている。地権者の山林管理も必要。

(県道5号竜ヶ崎潮来線の南側:主に田)

- ・全体的に担い手への農地集積、集約は進んでいて、特に塗高側は地元の農家を中心に大区画化されている。
- ・一方、長峰側は、農地の区画、農道が狭く、集約を推進するには区画整理が必要。
- ・雨水が破竹川を逆流したり、大正堀川周辺は水没し、雑草が農地に入り込んでしまう。
- ・パイプラインになっていない農地(土水路、U字溝)は用水が問題。また、用水の出水期間や時間延長、短縮の希望もある。農地交換や貸借には用水の条件は重要。
- ・破竹川以南のパイプライン化以降、土地改良区の管理から外れ、地域管理となった八代長峰のU字溝水路は、劣化が激しく、今後の課題。
- ・農地交換は、最後は地権者の判断(同意)になる。また、規模拡大時は、設備投資にかかる資金調達が課題。
- ・ためぎ、ハクビシン等の鳥獣が生息するが農業被害には至っていない。カメムシ被害は増加し、ナガエツルノゲイトウの生息域が広がっている。地元農家に対する認知向上のための周知が不十分。
- ・大規模農家の一部は、草刈り等の管理が不十分。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物は、水稻(慣行栽培)、人参等の露地野菜、葉物等の施設野菜。
- ・担い手への農地集積、集約を進め、農地の大区画化、団地化を図り、農業経営の改善に努める。
- ・新たな担い手の確保、育成を図りながら、荒廃農地の拡大防止に努める。
- ・農地周辺の山林保全等の取組に努める。
- ・担い手による農地活用が困難な区域については、農業生産基盤整備を検討する。
- ・規模を拡大したい担い手の意向を地域に共有する機会を設けるように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	520 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	520 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項【変更なし】

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手に対する農地集積を進める。また、担い手の意向を地域で共有し、担い手の農地交換による農地集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地について、農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に農地集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構の活用率の向上を図りながら、農地の大区画化、汎用化、農道整備等の基盤整備事業の活用について、県・市等の関係機関と一体となって検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域計画に位置付ける「地域内の農業を担う者」の育成を基本としつつ、新たな担い手の確保を図り、農地のあっせんに努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用の方針はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。
- ② 特別栽培米コシヒカリ(減農薬、減肥料)の産地拡大に努める。
- ③ ドローン、農地管理システム等のスマート農業を推進し、省力化、収量の向上を図っていく。
- ④ 龍ヶ崎市水田収益力強化ビジョンに基づく、畑地化、輸出の取組への参画に努める。
- ⑦ 農地周辺の山林保全等の取組に努める。
- ⑨ 堆肥の活用等、耕畜連携の関係構築に努める。
- ⑩ 特定外来生物(ナガエツルノゲイトウ等)の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。